

# 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導 運営規程

当薬局が行う指定居宅療養管理指導の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めます。

## 1. 目的

---

要介護又は要支援状態にあり（以下「利用者」という）であって、主治医等が指定居宅療養管理指導等の必要性を認める場合には、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を営むことができるよう、当事業所の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。

## 2. 運営方針

---

- ①利用者さまがその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、その居宅を訪問して、心身の状況や環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ります。
- ②居宅療養管理指導の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ③前項のほか、「新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（平成27年新潟県条例22号）及び「新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例」（平成27年新潟県条例第19号）その他の関係法令等に定める内容を遵守し、事業を実施致します。

## 3. 職員等の体制

---

「薬局検索」にて、ご利用薬局の情報をご確認いただけます

## 4. 営業日及び営業時間

---

「薬局検索」にて、ご利用薬局の情報をご確認いただけます

## 5. 通常の実施地域

---

「薬局検索」にて、ご利用薬局の情報をご確認いただけます

## 6. 利用料

---

- ①居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定めた介護報酬告示上の額とし、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。
- ②居宅療養管理指導等の実施前に、ご利用者さままたはそのご家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることと致します。

## 7. 緊急時・事故処理の体制

---

- ①緊急時は必要に応じ、ご利用者さまの主治医または医療機関に連絡を行うなどの対応を致します。
- ②居宅療養管理指導等サービスの提供により事故が生じた場合には、速やかにご利用者さまの後見人及び、ご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 8. 秘密保持

---

従業者は正当な理由なく、その業務上知り得たご利用者さま又はそのご家族に関する秘密を保持致します。

## 9. 苦情処理等

---

当事業所のサービス提供にあたり、苦情が生じた場合は迅速、かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、必要な措置を行います。苦情やご相談があれば、担当薬局までご連絡ください。

(サービス内容に関する苦情相談窓口)

窓口責任者 大矢幸平

ご利用時間 9：00～18：00

ご利用方法 電話 0258－28－2538